参考資料３

令和５年度
身体拘束廃止取組状況調査及び
意識調査結果

目　次

Ⅰ　身体拘束廃止取組状況調査及び意識調査の概要

１　調査の目的

２　調査方法等

Ⅱ　調査結果の概要

１　身体拘束廃止取組状況調査

２　身体拘束廃止に関する意識調査

Ⅰ　身体拘束廃止取組状況調査及び意識調査の概要

１　調査の目的

平成１２年４月の介護保険法の施行時から、権利擁護の観点や身体機能・精神機能を低下させるという観点から問題があるとして、介護保険施設等では身体拘束が原則として禁止されています。

宮城県では、介護保険施設等での身体拘束廃止の取組を進めるため、平成１３年度以降、事業所の取組状況調査及び意識調査を実施しています。

２　調査方法等

（１）調査方法

令和５年１０月２７日時点で指定されている施設に対して電子メールにて調査を依頼し、施設長等の施設を管理する責任者に対してみやぎ電子申請システムによる回答を依頼しました。

（２）調査対象施設

調査対象は、宮城県内に所在する下記の施設としました。

①　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
②　介護老人保健施設
③　介護医療院　　合計：１９９施設

（３）調査実施期間

令和５年１２月８日（調査依頼日）から令和５年１２月２２日まで。

（４）その他

本報告書の「Ⅱ　調査結果の概要」で比較対象としている過年度調査結果は、下記のとおりです。

H20 年度・・・平成 20 年 11 月に実施した調査
H21 年度・・・平成 21 年 11 月に実施した調査
H22 年度・・・平成 22 年 12 月に実施した調査
H26 年度・・・平成 26 年 11 月に実施した調査
H29 年度・・・平成 29 年 12 月に実施した調査
R2 年 度・・・令和 2 年 12 月に実施した調査

※いずれも、「身体拘束廃止取組状況調査及び身体拘束に関する意識調査」

３　参考

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が平成１３年３月に作成した「身体拘束ゼロへの手引き」では、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為及び身体拘束を行う上で「緊急やむを得ない場合」とされている３要件について、下記のとおりとされています。

■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

具体的な行為	本調査項目中の略語等
①徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等を縛る	ひもで固定
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	ベッドに固定
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む	ベッド柵
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る	四肢をひもで固定
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	ミトン型手袋
⑥車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。	車イスのベルト等
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する	イスへの拘束
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる	介護服（つなぎ服）
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る	迷惑行為防止
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる	薬物の投与
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する	隔離

■身体拘束を行う上で「緊急やむを得ない場合」とされている３要件

①切迫性（本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）

②非代替性（身体拘束以外に代替する介護方法がない）

③一時性（身体拘束が一時的なものである）

Ⅱ　調査結果の概要

1　身体拘束廃止取組状況調査

【留意事項】

・身体拘束の実態に関する調査対象期間は令和５年１０月１日から１０月３１日です。

・一部の設問で、単数回答の設問に対して複数の回答があったり、無回答があったりするため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

・割合は、特に注釈が無い場合は、回答があった 189 施設に対する割合を示しています。

１．回答状況

（1）調査対象施設 199 箇所のうち 189 箇所から回答があった（回答率 95.0%）。施設別の割合は、以下のとおりとなっている。

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合計
調査対象施設数	135	59	5	199
回答施設数	129	57	3	189

２．身体拘束の実態

（1）回答を得た施設のうち、身体拘束が行われた施設の割合は 10.6%で、前回調査と比べて 5.1 ポイント減少した。

（H20 年度 50.3%、H21 年度 40.2%、H22 年度 42.2%、H26 年度 30.4%、H29 年度 21.9%、R2 年度 15.7%）

（2）身体拘束が行われた実人数は 72 人で、回答を得た施設の全利用者 13,524 人に占める割合は 0.6%であり、前回調査と比べて割合の変化はないものの、10 人減少した。

（H20 年度 319 人(2.6%)，H21 年度 206 人(1.7%)，H22 年度 204 人(1.5%)，H26 年度 279 人(1.6%)，H29 年度 129 人(0.8%)、R2 年度 82 人（0.6%））

※各年度の割合は、いずれも当該年度の調査で回答を得た施設の全利用者に占める割合

（3）身体拘束が行われた延べ人数は 78 人で、前回調査と比べて 62 人減少した。

（H20 年度 418 人、H21 年度 224 人、H22 年度 512 人、H26 年度 319 人、H29 年度 211 人、R2 年度 140 人）

（4）緊急やむを得ない場合の身体拘束が行われた延べ人数は 78 人で、身体拘束が行われた延べ人数に占める割合は 100.0%であった。

（5）緊急やむを得ない場合以外の身体拘束が行われた延べ人数は 0 人で、身体拘束が行われた延べ人数に占める割合は 0.0%であった。

（表１）　身体拘束の実態の概要

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	合計
回答事業所数	129	57	3	189
拘束した事業所数	14	4	2	20
拘束した事業所率(%)	10.9	7.1	66.7	10.6
拘束した実人数（人）	44	16	12	72
拘束延べ人数(A)(人)	48	17	13	78
やむを得ない拘束延べ人数(B)(人)	48	17	13	78
やむを得ない拘束率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
やむを得ない以外の拘束延べ人数(C)(人)	0	0	0	0
やむを得ない以外の拘束率(C/A)(%)	0	0	0	0

３．身体拘束廃止取組状況

身体拘束廃止に向けた取組については、回答のあった１８９施設全てで行われていた。

（１）利用者やその家族に対する身体拘束についての施設としての考え方の説明

（表２）

	施設	%
文書等で説明している	157	83.1
口頭のみで説明している	28	14.9
説明していない	1	0.6
その他	3	1.6

（２）身体拘束廃止に向けた取組内容（複数回答）

（表３）

	施設	%
施設内研修を開催している	188	99.5
施設内に身体拘束廃止委員会等を設置している	182	96.3
施設外研修会等に参加している	109	57.7
施設の設備や用具について改善を行っている	81	42.9
ポスター等を施設内に掲示している	47	24.9
家族を含めた学習会や研修会を開催している	2	1.1
先進施設等の視察を行っている	1	0.6
その他	5	2.7

（3）介護事故の予防、事故発生時対応についての具体的な取組（複数回答）

（表4）

	施設	%
事故報告書作成の義務づけ	188	99.5
事故対策委員会等の内部検討組織の体制づくり	182	96.3
事故発生時の対応マニュアルの作成	175	92.6
介護事故防止のためのマニュアルの作成	169	89.5
事故対応についての職員研修	162	85.8
介護事故の防止に効果のある福祉用具や設備の導入	145	76.8
取り組んでいない	1	0.6
その他	4	2.2

4．緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続き

（1）緊急やむを得えず身体拘束を行う際の記録方法

（表5）

	施設	%
記録する項目・様式を定めている	156	82.6
記録する項目を定めている	16	8.5
記録する項目・様式を定めていないが、記録することにしている	14	7.5
特に定めておらず、記録もしていない	1	0.6
その他	2	1.1

（2）本人または家族から緊急やむをえず身体拘束を行った記録の開示請求があった場合

（表6）

	施設	%
これまで開示請求を受けたことはないが、請求があれば開示する方針である	133	70.4
すべての場合に必ず開示している	52	27.6
個別に対応している	4	2.2
開示請求には応じない	0	0.0

2　身体拘束廃止に関する意識調査

1　意識の実態

（1） 身体拘束廃止の取組の進捗状況

（表７）

	施設	%
身体拘束廃止への取組が進み、緊急やむを得ない場合も含めて拘束はなくなった	105	55.6
身体拘束廃止への取組が進み、緊急やむを得ない場合を除いては、拘束はなくなった	63	33.4
身体拘束廃止への取組はある程度進んでいるが、まだ拘束がなくなったとは言えない	11	5.9
身体拘束廃止への取組が進んでいるとは言い難く、拘束がいまだに継続されている	0	0.0
その他	10	5.3

（2） 身体拘束の廃止の現状の課題及び障害となる理由（複数回答）

（表８）

	施設	%
身体拘束以外の介護方法・工夫等が分からないため	80	42.4
身体拘束を廃止するには、職員数が少ないため	79	41.8
身体拘束が事故防止に効果的であるため	60	31.8
身体拘束に対する問題意識がなく、従前のやり方を踏襲しているため	53	28.1
事故が起きたときの家族の苦情や損害賠償が心配であるため	52	27.6
身体拘束を本人またはその家族が望んでいるため	45	23.9
身体拘束をしなくてもすむ機器・設備を導入していないため	35	18.6
身体拘束を廃止しようとする職員の意欲が足りないため	32	17.0
身体拘束を廃止しようとする管理者に意欲が足りないため	19	10.1
身体拘束の廃止を求める家族の要望がないため	8	4.3
その他	33	17.5

（3）身体拘束の弊害として認識していること（複数回答）

（表９）

	施設	%
関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下	179	94.8
怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛により、人間の尊厳が侵されること	177	93.7
認知症の進行	174	92.1
食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下	160	84.7
拘束の悪循環が生じる（例：拘束により身体機能が低下し、新たな拘束を行う）	157	83.1
拘束されるために起こる転倒・転落事故等	150	79.4
看護・介護スタッフの士気の低下	146	77.2
介護保険施設等に対する社会的な不信・偏見を招く	145	76.8
家族に与える罪悪感等の精神的苦痛	140	74.1
その他	5	2.7

（4）身体拘束を廃止するために必要と考えること（複数回答）

（表１０）

	施設	%
利用者の「人間としての尊厳」を尊重する気持ちを職員が持つ	159	84.2
介護職員の技術を高める（身体拘束以外の介護方法等を検討）	157	83.1
身体拘束の弊害について職員が認識する	153	81.0
「身体拘束は仕方がない」という現場職員の意識を変える	121	64.1
身体拘束の必要がなくなる機器・設備を導入する、事故の起きない環境を整備する	121	64.1
身体拘束はしないという施設側の方針を説明し、入所者及びその家族の意識を変える	100	53.0
介護職員の数を増やす	91	48.2
第三者評価や「介護サービス情報の公表」制度等により、内部のみではなく外部からの視点を入れて意識を高める	79	41.8
「身体拘束は仕方がない」という管理者の意識を変える	72	38.1
その他	8	4.3

（5）「身体拘束ゼロへの手引き（平成１３年３月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）」について

（表１１）

	施設	%
手引きを読んだことがあり、中身を理解している	153	81.0
手引きを読んだことがあるが、中身までは理解していない	26	13.8
手引きの存在は知っているが、読んだことはない	7	3.8
手引きの存在を知らない	3	1.6